

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号		仕 様 書 番 号
大形クラッカー，非常用糧食用	G Q - N 1 7 0 0 7 1 C	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 元年 10 月 30 日
	変 更	令和 5 年 2 月 2 日
	作成部隊等名	補給統制本部 需品部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する非常用糧食の構成品の大型クラッカー，非常用糧食用について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1による。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は，“大型クラッカー”とする。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G Q - N 1 7 0 0 5 3 非常用糧食通則，01改

b) 法令等

食品衛生法（昭和22年法律第233号）

農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）

計量法（平成4年法律第51号）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）

食品表示法（平成25年法律第70号）

2 製品に関する要求

2.1 全般

この製品は，“食品衛生法”，“農林物資の規格化等に関する法律”及び関係規則に基づき製造されたものでなければならない。

2.2 材料

材料は，表1による。

表1－材料

区分	規定又は基準
小麦粉	異臭がなく、きょう雑物を含まない小麦粉（灰分0.6%以下、水分15.0%以下、酸度0.15%以下、粗たん白7.0%～11.0%）
ショートニング	食品衛生上の欠点を認めないもの。
砂糖	上白糖（水分1.5%以下、糖度96%以上）
塩	食用塩（NaCl95%以上のもの。）
モルトエキス	大麦麦芽エキス100%
イースト	食品衛生上の欠点を認めないもの。
ビタミンA	
ビタミンB1	
ビタミンB2	
ビタミンB6	
ビタミンC	
貝カルシウム	
ドロマイト	
イヌリン	

2.3 加工

加工は、次による。

- a) 中種は、表2の材料に水を加えてよくこねた後、発酵させて仕上げる。
- b) 本ごねは、2.3 a)に表2の本ごねの材料と水を加え、よくこねて発酵させて仕上げる。
- c) 2.3 b)の本ごねを圧延、成形した後、ほいろ（焙炉）で再発酵させ、焼成する。
- d) 2.3 c)を、2.8.3による容器に2.6の内容及び脱酸素剤を封入し、十分に脱気する。

2.4 配合

配合は、表2を標準とする。

表2－配合

単位 %

材料		割合
中種	小麦粉	35.3
	イースト	適量
本ごね	小麦粉	47.0
	ショートニング	11.8
	砂糖	2.0
	塩	1.0
	モルトエキス	0.5
	イースト	適量
	ビタミンA	0.002
	ビタミンB1	0.0001

表2-配合（続き）

単位 %

材料		割合
本ごね	ビタミンB 2	0. 0 0 0 4
	ビタミンB 6	0. 0 0 0 4
	ビタミンC	0. 0 1 9
	貝カルシウム	0. 5 6
	ドロマイト	0. 3 3
	イヌリン	1. 4

## 2.5 充填

2.3で焼き上がったものを2.8.3による容器に2.6の内容量を封入し、袋内の空気を十分に脱気して製品とする。

## 2.6 内容量

内容量は、1包装4枚入り48 g以上とする。

## 2.7 寸法

寸法は、焼き上がり寸法とし、縦78 mm±3 mm、横53 mm±3 mm、厚さ7 mm±2 mmとする。

## 2.8 品質

### 2.8.1 品位

品位は、次による。

- 色沢及び香味が良好で、異味異臭がなく、きょう雑物などの混入を認めない。
- 形状は、つぶれ、割れ、欠けなどの甚だしいものがあるてはならない。
- 焼き込みが均等で、かつ十分でなければならない。内部の組織は、均一な層状でなければならない。

### 2.8.2 水分

水分は、6 %以下とする。

### 2.8.3 容器

容器は、次による。

- 包装袋** 包装袋は、次による。
  - 形状は、袋状容器とし、細部は、製造者の仕様による。
  - 材料及び構造は、外側からナイロン（15 μm）、ポリエステル（12 μm）及びポリエチレン（50 μm）を主材とし、細部は製造者の仕様による。
  - 厚さは、77 μm±7 μmとする。
  - 寸法は、幅85 mm×長さ170 mmを標準とする。
  - ノッチは、シール性を考慮した上で開封が容易に行えるよう袋上部の口部にV字形のノッチを1か所つける。
- 脱酸素剤** 脱酸素剤は、製造者の仕様による。
- 堅ろう性** 堅ろう性は、GQ-N170053の2.3による。

## 2.9 外観

外観は、きず、汚れなどの有害な欠点がなく、密封が完全で仕上がりが良好でなければならない。

## 2.10 製品の表示

### 2.10.1 全般

製品の表示は，“食品表示法”及び“計量法”の規定に基づく。

### 2.10.2 表示方法

表示方法は，次のいずれかとする。

- a) 包装表面に直接印刷表示する。
- b) ラベルに印刷したものを包装表面に貼付する。
- c) a)及びb)の併用による。

### 2.10.3 表示項目

表示項目は，製品の呼び方，名称，原材料名（添加物に含まれる特定原材料などを含む。また，重量の割合が最も高いものについては原産地を記載する。），添加物（原材料名の欄に後ろに，“／”で区切り添加物を記載してもよい。），内容量，賞味期限，保存方法，製造者又は販売者，製造所（製造者又は販売者と同一の場合は省略してもよい。）及び栄養成分表示とする。

### 2.10.4 表示要領

表示要領は，製造者の仕様による。

### 2.10.5 ロット番号

ロット番号は，適宜の位置に表示してもよい。

### 2.10.6 容器包装識別表示

容器包装識別表示は，“容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律”に基づく識別表示を適宜の位置に表示する。

## 3 品質保証

### 3.1 品質・保存性

品質及び保存性は，全国の倉庫（空調設備なし。）で3か年（調達要領指定書によって指定する場合を除き，納期の翌年度の4月1日から起算する。）貯蔵で品質の保証が可能な製品とする。

### 3.2 監督・検査

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

## 4 出荷条件

### 4.1 包装

包装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

### 4.2 包装の表示

包装の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

## 5 その他の指示

### 5.1 承認用見本等

契約の相手方は，製造に先立ち，表3に示す承認用見本などを契約担当官等に提出し，外観及び製品の表示について承認を受けなければならない。ただし，調達要領指定書によって指定する場合を除き，契約の相手方が同一年度に同一品目の契約実績があり，同一製造体制で製造する場合は，省略してもよい。

表3-承認用見本など

種類		規定	数量
承認用見本	容器	2.8.3による。	1
提出書類	包装材料証明		4
	材料証明	2.2による。	4
	製造工程表	2.3, 2.4及び2.5による。	4

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。